

大和市特別支援教育センター条例 逐条解説

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育における支援を必要とする児童及び生徒等に対して、相談、支援等を行うため、本市に特別支援教育センターを設置する。

【趣旨】

本条は、センターの設置について定めている。

【解説】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条では、地方公共団体が条例により教育機関を設置することができる」と規定されており、特別支援教育センターは同規定に基づき設置され、当該センターの設置について必要な事項を定めるものである。

[参考]

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条」

「第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

(名称及び位置)

第2条 特別支援教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市特別支援教育センター
- (2) 位置 大和市林間二丁目6番18号

【趣旨】

本条は、センターの名称及び位置を定めている。

【解説】

名称は大和市特別支援教育センターとし、位置は大和市林間二丁目6番18号とする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について定めている。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。